

○総務省令第九十四号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

総務大臣 樽床 伸二

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表新潟県の項中

「

柏崎市三和町五の四八

柏崎刈羽原子力保安検査官事務所

」

を

柏崎市日吉町三の二二

北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所

」

柏崎市日吉町三の二二

北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所

に改める。

柏崎市三和町五の四八

柏崎刈羽原子力規制事務所

」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。